

1. マイナンバー制度(社会保障・税番号制度)とは…

マイナンバー制度は、国内の全ての住民にお知らせしているマイナンバー（個人番号）を活用して、公平公正な社会を実現するための仕組みとして導入されたものです。

マイナンバーでできること

手続きがより便利に

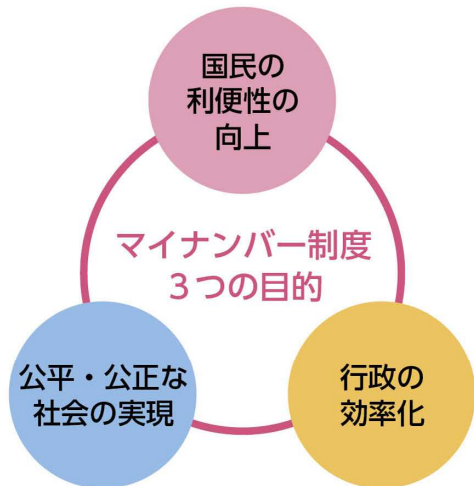
社会保障・税・災害に関する手続きをする時に、市民の皆さんにご用意いただく書類が減って、手続きがより簡単・便利になります。

公平・公正な社会の実現

所得や行政サービスの受給状況を把握しやすくなることで、負担を不当に免れたり、給付を不正に受けたりすることを防止します。さらに、本当に困っている人にきめ細かな支援を行えるようになります。

業務がよりスピーディーに

行政機関で、個人情報照合等に使用していた時間が大幅に減り、業務が正確でより早くなります。



マイナンバーとは

全ての住民にお知らせしている12ケタの番号をマイナンバーといいます。マイナンバーは生涯ずっと使うものです。不正に使われるおそれがある場合を除いて、変更されません。

どんなときに使うの？

社会保障・税・災害対策などの手続きで、書類にご自身や家族のマイナンバーを記入します。例えば次のような場面で使います。

社会保障・福祉の申請の時に市の窓口で



源泉徴収票などに記載するため勤務先へ

